

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで